

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

令和5年(ネ)第570号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 大野利政、鷹見彰一

被控訴人 国

第5準備書面 (性的マイノリティの子育ての実態)

2024(令和6)年2月16日

名古屋高等裁判所民事第3部いろ係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 山田 麻 登

同 堀 江 哲 史

同 水 谷 陽 子

同 矢 崎 暁 子

同 砂 原 薫

第1 本書面の目的

原判決は、婚姻制度について、「婚姻は、男女が共同生活を送りながら、子を産み育て、次世代へ承継していく営みにおいて、重要かつ不可欠な役割を果たしてきたものであり、国民の中には、子を産み育てることに婚姻の意義を見出す者が今なお少なからず存在していることに照らせば、諸外国で同性間の婚姻制度が導入され、我が国でも同性婚の法制化を求める声が高まっている事実があるとしても、依然

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

として婚姻制度と自然生殖の可能性が完全に切り離されたと見るのは困難である。」(原判決30～31頁)と述べた上で、性的マイノリティによる生殖・養育に関して、法律上同性のカップルが法律婚制度を利用した場合の社会的影響について具体的に検討することもなく、「自然生殖の可能性が存しない同性カップルに対して、いかなる保護を付与し、制度を構築するのが相当かについては、現行の法律婚制度をそのまま開放するのが唯一の方法とは限らず、当該制度とは別に、特別の規律を設けることによることも、立法政策としてはありうるどころである。」(原判決33～34頁)と述べる。

しかし、法律上同性のカップルが子を産み育てることと法律上異性のカップルが子を産み育てることに、何ら社会的、科学的相違は存在しない。

むしろ、控訴理由書第4の2(3)(26～27頁)や第4の3(2)ウ(35頁)で述べたように、法律上同性のカップルが婚姻制度を利用できないことによって、法律上同性のカップルの子らに対しても、人格的生存に対する重大な脅威、障害が生じている。

そこで、本書面では、子の養育を行う性的マイノリティの具体的当事者らの例を挙げながら、子を育て、家族として生活する性的マイノリティの具体的な実態を明らかにし、法律上同性のカップルによって育てられている子らにとっても人格的生存に対する重大な脅威・障害が生じていることについて改めて主張立証を補充するとともに、このような家族が法律婚をしている法律上異性のカップルと同様に社会的実在として存在し、法律上異性のカップルと同様に法律婚の保護を受けべきこと及びそれが法律上同性のカップルが養育する子を含め他家族の共同生活の安定者社会的基盤の強化を図ることにつながることを述べる。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

第2 性的マイノリティの子育ての実態

1 はじめに

法律上同性のカップル等の性的マイノリティのカップルも、法律上異性のカップルと同様、子どもを産み、育てている。このことは、控訴理由書(26～27頁)、関連訴訟(東京地方裁判所平成31年(ワ)第3465号国家賠償請求事件、東京高等裁判所令和5年(ネ)第292号国家賠償請求控訴事件)の当事者である西川麻実(甲A453)と小野春(甲A454頁)、同じく関連訴訟(東京地方裁判所令和3年(ワ)第7545号「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件)の当事者である一橋と武田、同じく関連訴訟(大阪地方裁判所平成31年(ワ)第1285号損害賠償請求事件、大阪高等裁判所令和4年(ネ)第1675号損害賠償請求控訴事件)の当事者である坂田麻智とSAKATA THERESA EVELYNらの子の養育の実態(甲A655～657)からも明らかである。

本書面では、上記カップルに加えて、子の養育経験のある性的マイノリティの具体的供述や刊行物から、子の養育の在り方・子の持ち方についての主張立証を補充し、これらが特殊な事例ではなく、このような養育の在り方・子の持ち方が、法律上異性のカップルのそれと同じく、社会に一定数存在することを各種統計から確認する。

2 前田良氏の子育て

(1) はじめに

「パパは女子高生だった 女の子だったパパが最高裁で逆転勝訴してつかんだ家族のカタチ」(甲A658)(以下「パパは女子高生だった」という。)の著者の前田良氏(以下「前田氏」という。)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

は、トランスジェンダーの男性である。性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「特例法」という。）3条1項に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた後、交際相手の女性（以下「A氏」という。）と結婚し、A I D（非配偶者間人工授精）により子を二人授かり、「普通」の家族として四人で暮らしている。

(2) パートナーとの出会い、交際及び結婚

前田氏とA氏は、共通の友人が開催した鍋パーティーで知り合ったのをきっかけに、交際を開始した（甲A658・49～54頁）。そして、二人は交際を重ね、両親への挨拶も行い、前田氏の性別適合手術、戸籍変更を経て、結婚をした（甲A658・58～70頁）。前田氏は、性別適合手術をするためにタイまで渡航しなければならなかったが、A氏もこれに付き添い、術後の痛みを苦しむ前田氏のそばにずっと寄り添って身体をさすっていた（甲A658・65頁）。

その後、二人は、時間をかけて話し合い、二人の子どもをつくることを決めた（甲A658・76～78頁）。A氏の妊娠中、前田氏は、いつも検診に付添、A氏のお腹に手を当てて子の成長を感じ、二人で子のための服、靴下、ベビーカー、チャイルドシート、オムツなどを買い込んで子育ての準備をし、生まれてくる子の名前を二人でワクワクしながら考えるなどし、我が子の誕生を心待ちにした（甲A658・79～80頁）。

(3) 子の誕生及び新たな家族生活

出産時は、アクシデントがあり、帝王切開の方法によることとなったが、その間も前田氏は、病院で無事を祈りながら待っていた。そして、ついに子が生まれ、「お父さん、抱っこどうぞ」との看護

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

師の言葉に促され、前田氏は、誕生した我が子を抱きかかえた。その瞬間、「小さな我が子が僕の腕の中で生きている」というぬくもりを感じ、同時にA氏に感謝した。そして、前田氏は、妻と子を守ると誓った(甲A658・82～87頁)。

こうして夫婦と子による新しい家族生活が始まった。前田氏は、その著書「パパは女子高生だった」において、「周りから見れば、どこにでもいるような家族の風景に見えたと思う。ベビーカーを押しながら散歩をしたり、買い物に行ったり、遊びに行ったり。子どもがいるだけで、今まで二人で見ていた景色も変わって見えた。子どもの笑っている顔を見ると癒やされ、力をもらい、がんばれた」と述べている(甲A658・103頁)。やがて、A氏は第二子を妊娠、出産し、家族四人の賑やかな生活が始まったが、前田氏は、変わらず父親として、我が子たちを見守り、その成長を喜んだ(甲A658・113～120頁)。

前田氏は、当初、国から子の法律上の父親として認めてもらえなかった(甲A658・87～102頁)。しかし、家族四人で闘い、苦難を乗り越え、最高裁判所(最決平成25年12月10日民集67巻9号1847頁)の判断を経て、法律上も家族となった(甲A658・108～134頁)。戸籍上の性別を変更するためには、「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」が不可欠である(特例法3条1項4号)。そのため、前田氏は、自身と血縁関係を有する子を産むことはできない。しかし、このようなカップルであっても、愛するパートナーとともに子を産み育て、その子の成長を喜ぶという実態があり、それは、特例法の適用を受けていない法律上の異性カップルの実態と何ら変わりがないことを、同書から読み取ることができる。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

3 原ミナ汰氏の子育て (甲 A 4 6 1)

(1) はじめに

原ミナ汰 (以下「原氏」という。)は、法律上の性別は女性であるが、性自認は、出生時に割り当てられた性別である女性にも男性にも、一方には収まらないという X ジェンダーの当事者である (甲 A 4 6 1・1～2 頁)。

(2) 妊娠・出産により自分らしさを認識したこと

原氏は、男性 (以下「B 氏」という。)と初めて交際し、25 歳のときに、その男性との間で子を持つに至った。原氏は、B 氏には、子どもを産みたいということ、子どもは自分で産み育てること、B 氏は B 氏の好きな人と好きな人生を歩んでよいことを伝え、原氏と B 氏は子を持つに至ったが、子を出産する頃には B 氏も出産に立ち会いたいと言うようになった。実際に、原氏が子を出産した際には、B 氏が医師とともに子を取り上げた (甲 A 4 6 1・8～9 頁)。

原氏にとって、妊娠・出産は「女性」としての典型的な体験であり、これを経験することが X ジェンダーである原氏にどう影響するかという点が、妊娠・出産を決意した一つのきっかけであった。そして、妊娠から乳幼児期の子の養育を経る中で、原氏は、子を産みたい、育てたいという思いは、生物学的に女性であるからという点には関わらない原氏自身の思いによるものだということに気づき、それが「自分らしさ」を認識する経験となった。

(3) B 氏との子の養育

妊娠・出産後も、原氏は、B 氏と一緒に生活を続けることになったが、原氏の性的指向は女性に強かったため、子が 3 歳になった時

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

点で別居することになった。

しかし、B氏は、原氏と子の住む家の近くで生活を続け、週末は子と遊び、現在に至るまで家族的な協力関係が続いている。

- (4) 法律上同性のパートナーとの子育てと「家族」として保護されないことによるすれ違い

B氏との別居後、原氏は法律上同性のパートナー（以下「C氏」という。）と子と3人で一緒に暮らすようになった。

そのきっかけは、C氏が原氏の子とよく遊んでくれ、C氏となら3人で生活できると感じた点にある。原氏とC氏は共働きであったが、家事を分担し、子を育て、周囲からは子を含め他家族関係について「お母さんが二人いていいね」と言われるなど、3人の家族生活を送っていた（甲A461・11頁）。

しかし、その家族生活を10年程送った後、原氏とC氏はパートナー関係を解消してしまった。C氏との別れには複合的な背景があるものの、原氏は、法律上同性のカップル及びその子を家族として保護・公証する制度が存在しなかったことが、C氏のストレスの一因になってしまっていたのではないかと振り返っている（甲A461・12～13頁）。

4 小吹文紀氏の子育て（甲A659）

- (1) ゲイのシングルファザーとして

小吹文紀氏（以下「小吹氏」という。）はゲイの男性であり、女性と結婚し、子・文貴氏が誕生した。しかし、小吹氏は文貴氏が3歳の頃に離婚し、それ以来、シングルファザーとして文貴氏を育ててきた。

小吹氏は、両親と同居し、その援助を受けながら文貴氏を養育し、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

父子家庭であることを理由に文貴氏が嫌な思いをすることがないように、学校行事に出席し、また、仕事についても早めに帰宅して主体的に育児を行っていた。

(2) 子の視点

文貴氏は、「うちは周りとは違うな」と思う一方で、「それがなんだ」とも感じていた。文貴氏は、父である小吹氏から直接ゲイであると聞かされたことはなく、「父は父。セクシュアリティは単なる事実」であると受け止めていた。

成人した今も、文貴氏は、「育ててくれた感謝を返すのは、当たり前前」であるとして、小吹氏の行きつけの新宿二丁目のゲイバーに、毎月一回同行している。

このように、小吹氏と文貴氏は、性別、セクシュアリティとは関係なく、親子として一つの家族を形成しているのである。

5 インタビュー調査 (甲 A 6 6 0 ・ 5 7 頁以下)

(1) はじめに

2022年(令和4年)10月から2023年(令和5年)7月までの間、大阪公立大学人権問題研究センターの新ヶ江章友教授を代表とする研究において、日本在住の性的マイノリティで出産・子育てを行っている人あるいはこれから考えている人9名を対象に、インタビュー調査が実施された。このインタビュー調査は、日本における性的マイノリティで子育てを行っている人々が、どのように日常生活を営んでいるのかを明らかにすることを目的として行われ、子の福祉の観点から、現在子育てを行う上でどのようなことに困っているのかについて、家族内での家事の役割分担や子の親に対する意識、子と血のつながらないパートナーとの関係、パ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

ートナーシップ制度・ファミリーシップ制度との関係、周囲との関係から分析されている。

(2) インタビュー調査から明らかとなる子育ての実態

インタビュー対象者のうち、第三者から精子提供を受けて出産し、レズビアンパートナーと一緒に子育てを行っているレズビアン当事者の一人は、見た目がボーイッシュなため、子どもの幼稚園の友だちからは父親だと思われていた。だが、子どもは、幼稚園で友だちから「パパ迎えに来たよ」と言われたとき、「パパじゃない」「どっちでもいいけどね」と、母親が二人いることを受け入れて、周りにもそのことを隠さずに肯定的に話していたという。また、幼稚園の先生も、「そんなに、こんなもん、別にそのまま受け取ってますけど。本当にいろんな家庭あるんで」と自然に受け止めてくれていたという（甲A660・63頁）。

その子どもは、時々、不安になったようなときに、「私が生まれるとき、どんなだった？」と親に訊ねるが、パートナーが立会出産をしたこと、子どもが産まれて感動したことなどを話すと、「私は愛されてるのね」と実感して大丈夫と思うようであるという（甲A660・65頁）。

また、別のインタビュー対象者のうち、第三者から精子提供を受けて出産し、レズビアンパートナーと一緒に子育てを行っているレズビアン当事者の一人は、子どもが小学生のとき、友だちに「うちは両親女だから」と普通に話しており、友だちも「そうなんだ」と自然に受け止めていたのを知った。その話の中で、子どもたちが「どうやって生まれたの？」と疑問を持ち始めていたので、慌てて「ちゃんと詳しく教えなきゃ」と思ったという（甲A660・63～64頁）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

6 性的マイノリティによる生殖・養育は一定数存在すること

以上、法律上同性のカップルその他の性的マイノリティによる子育ての実態について、具体例を挙げて述べたが、性的マイノリティが、第三者から精子等の提供を受けて子をもうけたり、元配偶者との間で子をもうけたりすることや、カップルで子どもを育てたりすることは、決して珍しいことではない。

このことは、以下の4つのアンケート結果からも裏付けられる。

- ① 本件当事者アンケート： 同種訴訟に関する大阪地裁判決（大阪地方裁判所平成31年（ワ）第1258号損害賠償請求事件）を受けて、性的マイノリティ当事者に向けて、原告ら代理人らが全国の同種訴訟代理人らとともに実施したアンケート（甲A661）。
- ② LGBTQの家族形成支援アンケート： 家族法の研究者である二宮周平氏らが、性的マイノリティ当事者が家族形成に関して抱える現状、意識、ニーズを知るために実施したアンケート（甲A662・iii頁、23頁）
- ③ にじいろ子育てアンケート： 特定非営利活動法人虹色ダイバーシティが性的マイノリティと子育てに関する課題の可視化のために実施したアンケート（甲A663・10頁）。
- ④ こどもまっぷアンケート： 性的マイノリティが子どもを持つ未来を当たり前を選択できる社会を目指して活動する一般社団法人こどもまっぷが、子どもが欲しいまたはすでに子どものいる性的マイノリティの当事者に対して実施したアンケート（甲A664）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

表 1

アンケート名	質問内容	有りと回答した数
本件当事者アンケート	子育てをしている又は 子育て経験がある	80
LGBTQの家族形成 支援アンケート	子どもの有無	41
にじいろ子育てアンケ ート	子育て経験の有無	125
こどもまっぷアンケート	子どもの有無	56

上記の表1は、上記各アンケートの結果を整理したものであるが、その結果から明らかなどおり、性的マイノリティが生殖や子育てを行う例は相当数存在する。それは無視できない現実である。

さらに、LGBTQの家族形成支援アンケートによれば、若い世代においては子育てを望む回答が57%にのぼるなど、特に性的マイノリティの若い世代において家族形成への希望が高いことが明らかとなっている（甲A662・32頁）。

なお、本件当事者アンケートにおける回答中には、「二人で子どもを育てたかったが諦めた」とする回答が373件寄せられている（甲A661・6頁）。これらは、法律上同性のカップルが子育てをしようとするとき、後述するような制約が存在する結果と考えられる。

7 性的マイノリティの子育ての実態が

米国のオーバーガフェル事件（Obergefell v. Hodges）における「ア

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

ミカスキュリエ意見書(甲A3の2・7～9頁)¹で述べられるとおり、子どもが環境や状況に適合して、著しい葛藤や不安を体験することなく生活することに影響を及ぼす諸要因は、両親の性別や性的指向によって左右されないこと、並びに同性のカップルが親として劣っていないこと及び同性カップルに養育される子どもが心理学的な健康や適応の面で劣っていないことは、科学的にも明らかにされている。

また、親が性的マイノリティである家庭とヘテロセクシュアルである家庭との間の家庭の成果指標(家族アウトカム)の格差に関する先行研究の結果を統合し、考察した論文(甲A665の1, 2)によると、性的マイノリティ家庭とヘテロセクシュアル家庭では、子どもの心理的適応や親子関係、家族機能等、ほとんどの家族アウトカムにおいて類似しており、親の性的指向それ自体は、子どもの発達に関して重要な決定要素ではないことが指摘されている。

8 小括

上記のとおり、法律上同性のカップル等性的マイノリティも実際に子育てを行っており、その子育ての実態において、法律上異性のカップルと何ら異なる点はない。日本で実施された性的マイノリティで子育てをしている人、あるいはこれから子育てを望む人に対するアンケート調査及びインタビュー調査の結果からも、法律上異性のカップルと同様に、親たちが子を育てることを強く望み、愛情を持って子育てをしている様子が明らかにされている。

¹ 同意見書は、米国心理学会や同精神医学会、同小児科学会等、国際的に権威のある専門団体が、「現在用いることができる最善の実証的研究に依拠して」作成したものである。意見書に提示された結論は「あとう限り、単一の研究による知見ではなく、異なる研究において再確認された知見」に基づいている(甲A3の2・8頁「本意見書で提示される科学的知見について」)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

また、子どもの発達に関して、両親の性別や性的指向によって左右されることはなく、法律上同性のカップル等性的マイノリティ家庭による子育てが、法律上異性のカップルによる子育てに何ら劣るものではないことは、科学的にも明らかにされている。

第3 子の福祉の観点からも法律上同性のカップル等性的マイノリティのカップルの保護が急務であること

1 はじめに

前記第2で述べたとおり、性的マイノリティによる生殖・養育は相当数存在する。しかしながら、法律上異性のカップルと法律上同性のカップルとで、子を産み育てるという点において何ら変わりがないにも関わらず、法律婚が法律上異性のカップルにしか認められていないことにより、法律上同性のカップルは、子育ての局面で様々な制約に直面しており、それが子の福祉に対する重大な脅威となっている。

以下、本件当事者アンケート（甲A661）の回答をもとに、子の福祉の観点からも、法律上同性のカップル等性的マイノリティのカップルの法的保護が急務であることを述べる。

2 性的マイノリティが子育てにおいて直面する制約

本件当事者アンケート（甲A661）において、法律上同性のパートナーと一緒に子育てをした経験があると回答した当事者らからの回答内容は、大きく分けると下記の3つに分類できる。

- ① 法律上の親権者ではない親が育児の一部に参加できないこと
- ② 法律上の親権者ではない親が子どもに関する福利厚生を利用できないこと
- ③ 法律上の親権者ではない親が子どもに関する公的手続や医療手

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

続を行えないこと

当事者が経験した子育てにおける具体的制約を下表に整理した。

表 2

番号等	回答内容	類型
5 0	保育園の送迎は基本的に法律上の親権者のみ。法律上親権者ではない方が育児休業を相談したが、取得できなかった。看護休暇は法律上の親権者のみ。	①、②
2 5 5	男女カップルであれば取得できる育休が取得できないため、産後の母体に負担がかかることになってしまった。保育園入所の手続の際に、親として認めてもらえないため、産んだ側にも負担が多くかかることとなってしまった。	①、②
6 2 9	子どもを病院に連れて行くのはいつも親権者である私（疾患持ち）で心身の負担が大きい。コロナ禍の現在はパートナーが診察室に入れない。	③
1 0 2 0	私の彼女はシングルマザーです。子どもが3人います。しかし、同性婚が認められない現状、扶養にも入らない。だから、児童手当がないと生活も厳しい。一緒に住む家を建てたいけれど、生計が同じとみなされたら児童手当ももらえない。私の給料ではとても養うこと	②

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

	はできない。	
1 2 3 9	市役所の窓口では毎度対応に時間を取られ、態度も露骨に戸惑いが現れることが多く、気持ち的にしんどいと感じることがある。	③
1 2 4 1	現在、子どもを育てているが、二人で親権を持つことが出来ず、どちらか1人が『子どもと同居している大人』というだけの扱いになる。結婚している家族が対象の税制優遇は対象外、認可保育園審査時の減点対象となることに納得がいかなかった	①、②
1 2 9 2	以前子どもが交通事故で救急外来に搬送された時、配偶者が対応していて私に連絡が取れない状態であった（私は出張で連絡不可だった）。その際に手術の同意が取れず、時間がかかった。その場で配偶者が担当医師に「我々は母国で結婚している」と伝え、その時の医師の判断で彼女は同意書にサインをすることができた。異なる医師であった場合の対応がどうなったかについては、想像したくない。学校については、基本親権者である私が書類を作成している。家族手当については制度自体がないため、受け取ることはできない。	②、③
1 3 7 2	保育園で延長保育があったり、登園中にお薬を飲ませてもらう際は書類へサインが必要だが、送り迎えをしてくれるパートナーが書類	①、③

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

	サインを断られたために、わざわざ書類記入のためだけに私が保育園へ行かなければいけなかったり、お昼に必要なお薬を飲ませられないことがあった。	
1409	産院でのサインや説明等は親権者である私のみということでした。	③

法律上異性のカップルであれば、婚姻をして子を持つ、または、婚姻により親子関係が成立することで、両親が共同親権者となるため(民法818条)、上記のような制約に直面しない。しかしながら、法律上同性のカップルは法律婚が認められないがゆえにかかる制約に直面している。そして、これらの制約、つまり、法律上同性のカップルが直面する制約は、子と両親の交流の機会を狭めることになるとともに、子の緊急時の安全保障という観点からも重大な脅威であり、子の福祉の観点からも到底看過できないものである。

3 性的マイノリティによる子育てとスティグマ

海外での研究によると、性的マイノリティの親による子育て経験に親自身がスティグマを感じると、子の心理的適応に影響を与え、そのスティグマ経験が高いほど、女兒は自尊心が低くなり、男児は多動を経験すると指摘されている。また、子が思春期にさしかかる際に親のスティグマ経験が高いと、子の対外的問題行動が生じやすくなるとの研究もある(甲A660・17頁)。

このように、性的マイノリティの親による子育てにおいて、子の福祉にネガティブな要因がある場合、それは性的マイノリティの親自身の個人的要因ではなく、性的マイノリティに対するスティグマや性的

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

マイノリティであることにより生じるストレスとメンタルヘルス等、社会的要因との関係が指摘されている。(甲 A 6 6 0 ・ 1 8 頁)。

4 小括

前記第3で述べたとおり、法律上同性のカップル等性的マイノリティによる子育ては、子の福祉の観点からも何ら支障がない。

むしろ、法律上同性のカップル等性的マイノリティは、子育てにあたって前記2ないし3で述べたような制約に直面しており、法律上同性のカップル等性的マイノリティのカップルを法的に保護することによって、性的マイノリティを取り巻く社会的障壁を取り除くことが、子の福祉のためにも重要である。

第4 子育てをする法律上同性のカップルを家族として認知する社会の変化

1 はじめに

前記第2では、子を産み育てる法律上同性のカップルが一定数いることを述べ、一方で前記第3ではかかるカップルについて法律婚が認められていないことによる制約の存在を述べた。本項では、法律上異性のカップルと同様に、法律上同性のカップルが子を産み育てており、社会を構成する多様な家族の一形態であることを、社会が認知し、公的にも民間的にも様々な取組が広がっている一方で、かかる取組でもなお解決できない課題があり、国として法律上同性のカップルに法律婚を認める必要があることを述べる。

2 里親制度

(1) 里親制度とは

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)の養育を委託する制度である(甲A666)。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親に分類され、2021年(令和3年)3月末現在の委託里親数、委託児童数は下表3のとおりである。

表3

	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
登録里親数	11,853 世帯	715 世帯	5,619 世帯	610 世帯
委託里親数	3,774 世帯	171 世帯	353 世帯	565 世帯
委託児童数	4,621 世帯	206 世帯	384 世帯	808 世帯

また、里親になるための要件はそれぞれの里親の種類ごとに異なるが、すべてに共通する基本的な要件として、以下の3つの要件のすべてに該当することが求められている。

- ① 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること
- ② 経済的に困窮していないこと(親族里親は除く。)
- ③ 里親本人又はその同居人が一定の欠格事由に該当していないこと

(2) 法律上同性のカップルへの拡大

毎日新聞の調査によれば、2018年(平成30年)4月の段階で、全国の児童相談所がある69の自治体中、東京都を除く68の自治体では、里親認定の基準として法律上の同性カップルも里親と

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

して認定することが可能であった（甲A667）。

2017年（平成29年）4月、大阪市の男性カップルが里親認定され、実際に子どもの委託を受け、これを厚生労働大臣が容認する姿勢を示したことを皮切りに、各自治体においても法律上同性のカップルも養育里親として認定する方向での運用改善が進んだ（甲A668）。

2018年（平成30年）10月1日、厚生労働省は、「里親希望者が単身、共働き、LGBT等である場合の取扱いについて」（甲A669）と題する通知を出し、①里親登録又は認定を希望する者がLGBT等であるか否かに関わらず、登録又は認定要件に沿って登録又は認定の可否を判断することを徹底すること、②里親家族として選定（マッチング）する場合に、LGBT等であるか否かに関わらず、ガイドラインで示した考え方に沿った選定（マッチング）をすることを徹底すべきであることを周知した。

前述のとおり、東京都だけが里親認定から法律上同性のカップルを除外していたが（甲A667）、東京都においても2018年（平成30年）10月以降、法律上同性のカップルの里親認定が可能となった（甲A670）。なお、当時は法律上同性のカップルの一方を里親、他方を補助者とする運用であったが、2022年（令和4年）には法律上同性のカップルの双方を「配偶者」とみなし、二人を里親として養育に当たれるよう制度を改善した（甲A671）。

法律上同性のカップルの里親認定の実数は公表されていないが、報道からわかる範囲では、冒頭で触れた2017年（平成29年）4月に大阪市の男性カップルが里親認定された例（甲A668・1～2頁）の他、2016年（平成28年）3月に兵庫県が女性カップルを養育里親に認定した例（同6頁）、2020年（令和2年）に

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

愛知県が法律上同性のカップルを養育里親に認定した例(甲A672)がある。

なお、大阪府の事例を受けて、当時の塩崎恭久厚生労働大臣は以下のように述べ、法律上同性のカップルによる子育てが里親制度に寄与するものとして好意的に受け止めており(甲A673)、2019年(令和元年)には厚生労働省が性的マイノリティを里親から排除しない旨の通知を改めて発出している(甲A671)。

「同性カップルでも男女のカップルでも大事なことは、里親として育てていただく子どもさんのために愛着形成がしっかりなされ、そして健康で経済的にも安定している家族の中で、子どもさんがしっかりと真っ直ぐ育っていることが大事でありますので、どのようなカップルであろうとそれが達成できれば我々としてはありがたいと思います。」

これらのことから、社会として、法律上同性のカップルも子どもを育てる一つの共同体として認識しているといえる。

3 自治体によるファミリーシップ制度

いわゆるパートナーシップ制度については、2024年(令和6年)2月1日時点で、391の自治体が導入しており、導入自治体の人口総数は1億人を超え、日本の人口の8割に及ぶ(甲A638、639)。しかしながら、同制度は、基本的には法律上同性のカップルについて婚姻制度外でカップルの関係を公に認める制度であり、その子との関係を公に認める制度ではない。そのため、カップルの関係について公に認められたとしても、前記第3で述べたように、親権の有無によっ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

て子育てにおいて様々な制約がある。

この点について、自治体で導入が進んでいるファミリーシップ制度は、法律上同性のカップルだけではなく、その子も家族として公的に認める制度であり、公営住宅における家族としての入居、親権者でない親による子の病院や保育園の手続等を可能にするため（A 6 7 4、甲 A 3 9 9）、その限りで上記制約を部分的に解消する。東海地方では、2024年（令和6年）2月1日時点で、愛知県岡崎市（2022年（令和4年）4月1日開始・甲 A 6 7 5）、愛知県春日井市（同年5月1日開始・甲 A 6 7 6）、愛知県一宮市（同年9月1日開始・甲 A 6 7 7）、愛知県豊山町（同日開始・甲 A 6 7 8）、愛知県みよし市（同年10月1日開始・甲 A 6 7 9）、愛知県名古屋市、（同年12月1日開始・甲 A 6 8 0の1, 2）、愛知県小牧市（2023年（令和5年）2月1日開始・甲 A 6 8 1）、愛知県知立市（同年4月1日開始・甲 A 6 8 2）、愛知県半田市（同日開始・甲 A 6 8 3）、三重県明和町（同日開始・甲 A 6 8 4）、愛知県長久手市（同年6月1日開始・甲 A 6 8 5）、愛知県大府市（同年7月1日開始・甲 A 6 8 6）、愛知県瀬戸市（同年8月1日開始・甲 A 6 8 7）で、ファミリーシップ制度が導入されている。

もともと、ファミリーシップ制度の導入自治体数は、2024年（令和6年）1月4日時点で96自治体（ファミリーシップ制度という名称は用いていないが、パートナーシップ制度において子どもとの関係を証明する制度を併用している自治体を含む。）であり（A 7 5 8、7 5 9）、全国のパートナーシップ制度と比較しても少ないほか、全国の自治体数との比較ではごく一部にとどまっている。また、法的な親子関係を発生させるものでもない。

とはいえ、自治体において、ファミリーシップ制度の導入が進んで

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

いることは、法律上同性のカップルによる子育てが、「一人の男性と一人の女性との人的結合関係とその間に生まれた子から構成される家族」と同様に、多様な子育ての一つのモデルとして社会的に認識されていることの証左である。

4 企業の取組

地方公共団体だけではなく、各企業においても、法律上同性のカップルが子を産み育てているという実態を認知しており、これに応じて、配偶者がいるときに適用する福利厚生制度を、法律上同性のパートナーがいる従業員にも拡充するといった、法律上異性のカップルと同様の福利厚生の提供等の取組を拡大している。

公表されているものの一部を下表4に整理した。

表4

ゴールドマン・サックス	同居1年以上の相手を「ドメスティック・パートナー」として会社に届け出ることにより、健康保険の保険料補助をはじめ、特別有給休暇や赴任時の手当、事業内のフィットネスセンターや介護支援プログラムの利用等、同性間でも配偶者とほぼ同等の福利厚生制度が利用できる（甲A760）。 同社の特別有給休暇には、男女問わず、子どもの出産や養子縁組に際し、法令で定められている産前産後休暇を含めて最大20週間までの有給休暇を取ることができるペアレンティング休暇、育児休暇、出産休暇等がある（甲A761）。
-------------	--

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

日本IBM	2016年(平成28年)に同性パートナーを配偶者と同等に見なす「IBMパートナー登録制度」を施行。パートナーとの結婚・出産等の特別有給休暇や育児及び介護休職の取得、慶弔見舞、赴任旅費の対象を登録されたパートナーに拡大した(甲A762)。
日本コカ・コーラ株式会社	配偶者の定義変更により、慶弔休暇、慶弔金、介護休暇・介護休業、パートナーの育児休暇、転勤援助規定等も同性パートナーに適用した(甲A763)。
第一生命	結婚・出産時等の休暇制度について、客観的資料等をもとに、原則、同性パートナーを配偶者と同様に休暇取得の対象とした。また、社宅付与の基準について、客観的資料等をもとに、原則、同性パートナーを家族として判定している(甲A764)。
ソニー	法律上同性のパートナーも配偶者と同等の扱いとし、配偶者に適用される人事関連制度の一部(結婚祝い金や忌引き、家賃補助、社員家族イベントへの参加等)を同性パートナーにも適用している(甲A765)。
ポーラ	人事制度や福利厚生適用対象範囲を事実婚の相手方、法律上同性のパートナーを含めた「実質上の家族・親族」までとする制度変更を実施した(甲A766)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

パナソニック	慶弔休暇、育児・介護支援、単身赴任手当等の人事関連制度において、法的要件等で対象外となるものを除き、同性パートナーにも配偶者に準じた取扱いを適用した（甲A767）。
損保ジャパン 日本興亜	同性パートナーを配偶者とみなして住宅手当、慶弔休暇、介護休業・育児休業、福利厚生施設利用等の人事制度・福利厚生制度を利用できるようにした（甲A768）。
KDDI 株式会社	同性パートナーとの子を社内制度上「家族」として扱う「ファミリーシップ」制度を開始し、法律上同性のパートナーとの子について、手当・祝い金等を支給し、休暇取得等を可能とした（甲A769）。

このように、一企業の取組として、法律上同性のカップルの家族形成・子育てを、法律上異性のカップルと同様に扱う取組がなされている。このことから、社会として、法律上同性のカップルも法律上異性のカップルと同様に子どもを育てる一つの共同体とする認識が広がっているといえる。

また、法律上同性のパートナーを有するKDDI株式会社の従業員は、「ファミリーシップ」の開始について、「当事者の悩みに寄り添ってくれる会社の姿勢が嬉しかったと同時に、子どもが持てるかもしれないという希望を感じた」、「制度ができたことで、子どもを授かりたいとただ理想を思い描いているだけでなく、本当に実現できそうという実感が湧いてきました。そういう道筋を作っていただけたことで、また一歩背中を押してもらえた、そういう感覚になりました。」と話し

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

ている(甲A770)。このことから、一企業の制度ではなく、国として法律上同性のカップルにも法的に安定的保護を与えれば、今以上に子を産み育てる法律上同性のカップルが増すと考えられる。

5 制度の限界

このように、自治体や企業において上記の各制度の導入が進んでいるということは、法律上同性のカップルも子育てを行う一つの共同体として社会的に認識されていることの証左である。

しかし、これらの制度は、法律上同性のカップルとその子どもとの間に、法律上の親子関係を生じさせないという点で、限界がある。

また、性的マイノリティで子育てを行っている当事者からのインタビューによると、パートナーシップ制度やファミリーシップ制度を利用してパートナー登録をしている場合、シングルマザーやシングルファザーとして子育てをしている場合と比べて、児童扶養手当の受給が困難になったり、保育所への入所の際に優先順位が下がったりするなどの問題点のあることが明らかになった。子育てをしている性的マイノリティは、婚姻している法律上異性のカップルと比較して、そもそも制度上平等な取り扱いを受けられないにもかかわらず、一方で、パートナーシップ制度やファミリーシップ制度を利用しているという理由で、児童扶養手当の受給や保育所入所の優先順位等に関しては法律上異性のカップルと同等に取り扱われることがあり、かえって不平等が生じてしまっている(甲A660・69～78頁)。

6 小括

法律上同性のカップルは、法律上異性のカップルと同じように子育てを行ってきたが、法律婚ができないことにより、その子育てにおい

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

て様々な困難に直面し、そのような現実が法律上同性のカップルが子を持つことの障壁となっていた。このような制約・障害は、企業や自治体において、法律上同性のカップルが多様な子育ての一つのモデルとして認識し、制度を構築してきた中で、一定程度解消されてはきている。

しかし、これらの制度は、法律上同性のカップルとその子どもとの間に法的な親子関係を認めるものではない。このような社会的認識、社会の変化はあっても、法律上同性のカップルについては、法律婚が認められない限りは、婚姻とは別途の手続によらなければ家族として取り扱われない。また、企業や自治体の取組だけでは、法律との矛盾抵触のおそれがあり、法律婚と同等のサービスを受けることはできない。

第5 結語

法律上異性のカップルと同様に、法律上同性のカップルをはじめとする性的マイノリティは、生殖・子育てを行い、多様な家族の在り方の一つとして社会に存在している。このように、次世代の育成という役割を等しく担い、果たしているカップルを、法律上同性であるか異性であるかによって、別異に取り扱う合理的な理由はない。このことは、子の養育において、同性のカップルに育てられたか、異性のカップルに育てられたかで差異がないという研究結果（甲A3の2・7～9頁、甲A655の1～2アウトカム論文・13頁）からも裏付けられるものである。

また、子の福祉の観点からも、法律上同性のカップルに法律婚が認められなければならない。前記第3、第4において詳述したように、法律上同性のカップルに法律婚を認めないことは、当事者の努力、社

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第2回期日(20240229)提出の書面です。

会の変化によっては解決が困難な養育上の制約をもたらしており、ひいては子の福祉の障害にもなっている。

婚姻制度の機能の一つに子の養育の保護があることは控訴人らも認めるところではあるが、子の養育の保護という観点からは、子の福祉にかなうか否かが重要であるところ、前記のような養育上の制約を取り除き、子の福祉の実現を図るためには、法律上同性のカップルにも法律婚による法的な安定的保護が与えられなければならないことは明白である。

以 上